



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次（\*については県例規集掲載事項）

目次	(取扱課室名)	ページ
○ 条例		
*43 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	3
*44 和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(税務課)	4
*45 和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例	(道路建設課)	17
*46 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会)	19
*47 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	( )	20
*48 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部)	21

### 公布された条例のあらまし

#### ◇ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

職員に支給する特殊勤務手当について、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときの防疫業務等手当の特例を定めるほか、違反漁業の取締りに従事する職員が心身に著しい負担を与える業務に従事した場合にあっては、漁業取締手当を加算して支給することとしました。（第21条並びに附則第19項及び第20項関係）

##### 2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の附則第19項及び第20項の規定は、令和2年2月14日から適用します。

#### ◇ 和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

##### (1) 県民税

ア 令和3年度以後の各年度分の個人の県民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親（当該ひとり親の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を対象に加えるとともに、寡婦（寡夫）控除及び調整控除について、所要の措置を講ずることとしました。（第18条の2、第22条及び第24条関係）

イ 特定非課税累積投資契約に基づき非課税口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の県民税について、当該非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとしました。（附則第14項の2の25及び第14項の2の26関係）

ウ 寄附金税額控除について、所得割の納税義務者が、一定の行事のうち知事が指定するものに係る入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を一定の期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（一定の金額を除く。）の合計額（20万円を超える場合には、20万円）の寄附金を支出したものとみなして、個人の県民税に関する規定を適用することとしました。（附則第31項関係）

エ 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和16年度分の個人の県民税まで延長することとしました。（附則第32項関係）

## (2) 県たばこ税

1 本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税標準の換算方法について、以下のとおり段階的に引き上げることとしました。（第42条の34関係）

ア 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間においては、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算することとしました。

イ 令和3年10月1日以後においては、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとしました。

## (3) 自動車税

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長することとしました。（附則第15項の2関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 1の(2)アの規定 令和2年10月1日

(2) 1の(1)の規定（1の(1)イの規定を除く。） 令和3年1月1日

(3) 1の(1)イの規定 令和3年4月1日

(4) 1の(2)イの規定 令和3年10月1日

(5) 第2条中和歌山県税条例第32条、第37条の2、第38条及び第41条の改正規定並びに同条例附則第14項の3から第14項の9までの改正規定並びに附則第4項から第7項までの規定 令和4年4月1日

(6) 第2条中和歌山県税条例第18条の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

## ◇ 和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

### 1 条例概要

道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯の設置に関する基準を定めるほか、所要の改正を行いました。（第5条、第7条、第8条、第9条の2、第11条～第13条、第33条、第43条及び第44条関係）

### 2 施行期日

公布の日から施行します。

## ◇ 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

### 1 条例概要

本人確認情報の利用に係る教育委員会の事務に専攻科支援金の支給に関する事務を加えるとともに、規定の整備を行うこととしました。（別表第1及び別表第2関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

専攻科支援金の支給に関する事務において個人番号を利用することができることとするともに、規定の整備を行うこととしました。（別表第1関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

◇ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察職員に支給する特殊勤務手当について、感染症患者等接触手当を新設するとともに、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事したときの同手当の特例を定めました。（第3条及び第27条～第30条並びに附則第7項及び第8項関係）

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年4月3日から適用します。

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第43号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(漁業取締手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき620円（<u>心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額</u>）とする。</p> <p>附 則</p> <p>18 略</p> <p>(防疫業務等手当の特例)</p> <p>19 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定</u></p>	<p>(漁業取締手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき620円とする。</p> <p>附 則</p> <p>18 略</p>

するものをいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて次に掲げるものに従事したときは、防疫業務等手当を支給する。この場合において、第9条の規定は適用しない。

(1) 新型コロナウイルス感染症の患者（以下「患者」という。）に対する質問若しくは調査、患者の移送又は患者に対する医療

(2) 前号に掲げるもののほか、人事委員会が定めるもの

20 前項の手当の額は、勤務1日につき3,000円（患者の身体に接触して又は患者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第19項及び第20項の規定は、令和2年2月14日から適用する。

和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第44号

和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(和歌山県税条例の一部改正)

第1条 和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前													
<p>(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)</p> <p>第37条の3 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項及び第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第41条第1項</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		第41条第1項	略	<p>(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)</p> <p>第37条の3 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項及び第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第41条第1項</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第41条第1項第2号</td> <td style="text-align: center;">当該法人</td> <td style="text-align: center;">当該固有法人</td> </tr> </table>	略			第41条第1項	略		第41条第1項第2号	当該法人	当該固有法人
略														
第41条第1項	略													
略														
第41条第1項	略													
第41条第1項第2号	当該法人	当該固有法人												
<p>(不動産取得税の納税義務者等)</p> <p>第42条の14 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分（以下この項から第6項までにおいて「専有部分」という。）の取得があつた場合には、当該専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分（次項及び第6項において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）の価格を同法第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合（専有部分の</p>	<p>(不動産取得税の納税義務者等)</p> <p>第42条の14 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分（以下この項から第6項までにおいて「専有部分」という。）の取得があつた場合には、当該専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分（次項及び第6項において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）の価格を同法第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合（専有部分の</p>													

天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて施行規則第7条の3に規定するところにより当該割合を補正した割合。第6項において同じ。)により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

5 建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条第1項第1号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの(以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。)において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて施行規則で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。)により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

(1) 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積(当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者(次項及び第42条の23の2第1号において「区分所有者」という。)が同法第3条に規定する一部共用部分(附属の建物であるものを除く。)で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第14条第2項及び第3項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。)を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して施行規則で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

(2) 略

6 共用部分のみの建築があつた場合には、当該建築に係る共用部分に係る区分所有者が、当該建築に係る共用部分の価格を建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合(居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合)により按分して得た額に相当する価格の家屋を取得したものとみなして、不動産取得税を課する。

7~12 略

(建物の区分所有に係る不動産取得税の補正) 第42条の23の2 施行規則第7条の3第4項又は第7条の3の2第4項若しくは第5項の規定により補正の方法を申し出ようとする者は、不動産取得税申告書の提出と同時に次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 区分所有の補正の方法及び当該補正の方法により得た割合

(県たばこ税の課税標準)

第42条の34 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表

天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて施行規則第7条の3に規定するところにより当該割合を補正した割合。第6項において同じ。)によりあん分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

5 建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条第1項第1号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの(以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。)において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて施行規則で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。)によりあん分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

(1) 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積(当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者(次項において「区分所有者」という。)が同法第3条に規定する一部共用部分(附属の建物であるものを除く。)で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第14条第2項及び第3項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。)を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して施行規則で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

(2) 略

6 共用部分のみの建築があつた場合には、当該建築に係る共用部分に係る区分所有者が、当該建築に係る共用部分の価格を建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合(居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合)によりあん分して得た額に相当する価格の家屋を取得したものとみなして、不動産取得税を課する。

7~12 略

(建物の区分所有に係る不動産取得税の補正) 第42条の23の2 不動産取得税の納税義務者が施行規則第7条の3第3項の規定により、当該家屋の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度等の差違に応じて協議して定めた補正の方法を申し出る場合は、不動産取得税申告書の提出と同時に次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 区分所有の補正の方法及び分割基準

(県たばこ税の課税標準)

第42条の34 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表

の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

略

略

3 略

3 略

(種別割の徴収の方法)

(種別割の徴収の方法)

第73条の8 略

第73条の8 略

2・3 略

2・3 略

4 種別割の納税義務者は、前項に規定する自動車について種別割を払い込むときは、当該自動車について、新規登録の申請をしたときに、県が発行する証紙を第73条の9の規定により提出すべき申告書に貼ってその税金を払い込まなければならない。この場合においては、証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器の表示を受けることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後納税済の押印を受けることにより、証紙に代えることができる。

4 種別割の納税義務者は、前項に規定する自動車について種別割を払い込むときは、当該自動車について、新規登録の申請をしたときに、県が発行する証紙を次条の規定により提出すべき申告書に貼ってその税金を払い込まなければならない。この場合においては、証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器の表示を受けることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後納税済の押印を受けることにより、証紙に代えることができる。

5・6 略

5・6 略

附 則

附 則

(中小法人に対する県民税の不均一課税)

(中小法人に対する県民税の不均一課税)

14の4 略

14の4 略

14の5 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるかどうかの判定は、法第52条第2項第1号から第3号までに掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日現在における資本金の額又は出資金の額によるものとする。

14の5 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるかどうかの判定は、法第52条第2項第1号から第2号までに掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日現在における資本金の額又は出資金の額によるものとする。

14の6～14の9 略

14の6～14の9 略

(自動車税の環境性能割の非課税)

(自動車税の環境性能割の非課税)

15 略

15 略

15の2 法第157条第1項第1号ロ(同条第4項において準用する場合を含む。)又は第2号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15項の6において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

15の2 法第157条第1項第1号ロ(同条第4項において準用する場合を含む。)又は第2号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15項の6において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

30 略

30 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

31 第42条の24第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第42条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を施行令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住

の用に供した場合に限る。)は、第42条の27の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

32 前項の規定の適用がある場合における第42条の25第1項及び第42条の27の2第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第42条の25 第1項	1年6 月以内 、同項 第2号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第42条の27の2第1項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後6月以内の日まで、前条第3項第2号
	から6 月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後6月以内の日まで
第42条の27 の2第2項	6月以 内	同項の耐震改修の日後6月以内の日まで

第2条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前（一部未施行）
<p>(県民税の納税義務者等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>4・5 略</p> <p>(個人の県民税の非課税の範囲)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては県民税の均等割及び所得割（第2号に該当する者にあつては、第26条の2の規定により課する所得割（以下この節において「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(県民税の納税義務者等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>4・5 略</p> <p>(個人の県民税の非課税の範囲)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては県民税の均等割及び所得割（第2号に該当する者にあつては、第26条の2の規定により課する所得割（以下この節において「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者のうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下この節において「前年」という。）の合計所得金額が135万円を超えるものを除く。）

2・3 略

(所得控除)

第22条 所得割の納税義務者については、前条の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第34条の規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。

(調整控除)

第24条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

- (1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額  
 ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

略	
3 寡婦又はひとり親で施行令で定めるものである所得割の納税義務者	略
4 ひとり親で施行令で定めるものである所得割の納税義務者	略
略	

イ 略

(2) 略

(法人の均等割の税率)

第32条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（法第23条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益	略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者のうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下この節において「前年」という。）の合計所得金額が135万円を超えるものを除く。）

2・3 略

(所得控除)

第22条 所得割の納税義務者については、前条の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第34条の規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。

(調整控除)

第24条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

- (1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額  
 ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

略	
3 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者（4に掲げる者を除く。）	略
4 法第23条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である所得割の納税義務者	略
略	

イ 略

(2) 略

(法人の均等割の税率)

第32条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益	略



事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

略

- 2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第52条第2項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定する。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。
- 3 法第52条第4項及び第5項の規定の適用がある場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

(法人の事業税の課税標準)

第37条の2 略

- 2 前項第1号の各事業年度の付加価値額は法第72条の14の規定により、同項第2号の各事業年度の資本金等の額は法第72条の21の規定により、同項第3号の各事業年度の所得は法第72条の23第1項から第3項までの規定により、前項第4号の各事業年度の収入金額は法第72条の24の2の規定により算定する。ただし、法第72条の5に規定する法人及び公益性があり知事が必要と認めるもので医療施設に係る事業を行うものの所得は、法第72条の23第2項の規定の例により算定することができる。

(法人の事業税の課税標準の区分経理の義務)

第38条 医療法人、医療施設(施行令第21条の7に規定するものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(特定農業協同組合連合会を除く。)又は第37条の2第2項ただし書の規定により所得を算定しようとするもので事業税の納税義務がある法人は、当該法人の行う事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定によって、当該法人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2・3 略

(法人の事業税の申告納付の期間)

第41条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割等(第37条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第72条の25第1項又は法第72条の28第1項に規定する法人にあっては、各事業年度終了の日から2月以内(外国法人が法第72条の9第1項に規定する納税管理人の申告をしないこととなる場合には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事務所

事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

略

- 2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第52条第2項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定する。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。
- 3 法第52条第4項から第6項までの規定の適用がある場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

(法人の事業税の課税標準)

第37条の2 略

- 2 前項第1号の各事業年度の付加価値額は法第72条の14の規定により、同項第2号の各事業年度の資本金等の額は法第72条の21の規定により、同項第3号の各事業年度の所得は法第72条の23第1項から第4項までの規定により、前項第4号の各事業年度の収入金額は法第72条の24の2の規定により算定する。ただし、法第72条の5に規定する法人及び公益性があり知事が必要と認めるもので医療施設に係る事業を行うものの所得は、法第72条の23第2項の規定の例により算定することができる。

(法人の事業税の課税標準の区分経理の義務)

第38条 医療法人、医療施設(施行令第21条の7に規定するものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(特定農業協同組合連合会を除く。)又は第37条の2第2項ただし書の規定により所得を算定しようとするもので事業税の納税義務がある法人は、当該法人の行う事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定によって、当該法人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額又は個別帰属益金額及び損金の額又は個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2・3 略

(法人の事業税の申告納付の期間)

第41条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割等(第37条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第72条の25第1項又は法第72条の28第1項に規定する法人にあっては、各事業年度終了の日から2月以内(外国法人が法第72条の9に規定する納税管理人の申告をしないこととなる場合には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事務所又は事

又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで)。ただし、法第72条の25第2項から第5項までの規定によって知事(2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事。以下この号において同じ。)の承認を受けた場合において、法第72条の25第2項の規定によって知事の承認を受けたときであつてはその指定した日まで、同条第3項の規定によって知事の承認を受けたときであつては当該事業年度以後の各事業年度終了の日から3月以内(同項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内)、同条第4項の規定によって知事の承認を受けたときであつてはその指定した日まで、同条第5項の規定によって知事の承認を受けたときであつては当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内(同項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内)

(2) 法第72条の26第1項に規定する法人にあっては、当該法人の当該事業年度(当該法人が通算子法人(法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人をいう。)である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。)の事業年度)開始の日以後6月を経過した日から2月以内

(3)・(4) 略

2 略

(県たばこ税の課税標準)

第42条の34 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

略
---

3 略

附 則

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

13 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第21条及び第23条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき法附則第34条第3項第3号の規定により読み替えて適用される第22条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次項、附則第13項の3及び附則第13項の5において「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで)。ただし、法第72条の25第2項から第5項までの規定によって知事(2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事。以下この号において同じ。)の承認を受けた場合において、法第72条の25第2項の規定によって知事の承認を受けたときであつてはその指定した日まで、同条第3項の規定によって知事の承認を受けたときであつては当該事業年度以後の各事業年度終了の日から3月以内(同項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内)、同条第4項の規定によって知事の承認を受けたときであつてはその指定した日まで、同条第5項の規定によって知事の承認を受けたときであつては当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内(同項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内)

(2) 法第72条の26第1項に規定する法人にあっては、当該法人の当該事業年度の開始の日から6月を経過した日から2月以内

(3)・(4) 略

2 略

(県たばこ税の課税標準)

第42条の34 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

略
---

3 略

附 則

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

13 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第21条及び第23条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき法附則第34条第3項第3号の規定により読み替えて適用される第22条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次項、附則第13項の3及び附則第13項の5において「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

13の2・13の3 略

13の4 附則第13項の2(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、附則第13項の2に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

13の4の2 略

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

14の2の25 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)、同条第5項第4号に規定する非課税累積投資契約(次項において「非課税累積投資契約」という。)又は同条第5項第6号に規定する特定非課税累積投資契約(次項において「特定非課税累積投資契約」という。)に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この項及び次項において「非課税口座内上場株式等」という。)(その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座(以下この項及び次項において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。)の譲渡をした場合には、施行令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

14の2の26 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。)、同条第5項第5号に規定する累積投資勘定(以下この項において「累積投資勘定」という。)、同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定(以下この項において「特定累積投資勘定」という。)又は同条第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定(以下この項において「特定非課税管理勘定」という。)からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があったものと、同条第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

13の2・13の3 略

13の4 附則第13項の2(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、附則第13項の2に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

13の4の2 略

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

14の2の25 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)又は同条第5項第4号に規定する非課税累積投資契約(次項において「非課税累積投資契約」という。)に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この項及び次項において「非課税口座内上場株式等」という。)(その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座(以下この項及び次項において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。)の譲渡をした場合には、施行令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

14の2の26 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。)又は同条第5項第5号に規定する累積投資勘定(以下この項において「累積投資勘定」という。)からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく譲渡があったものと、同条第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる贈与又

については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、附則第14項及び前項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

(県民税の法人税割の税率の特例)

14の3 平成3年4月1日から令和3年3月31日までの間に事業年度が終了する法人(第18条第4項の規定により法人とみなされるものを含む。附則第14項の6及び第14項の7において同じ。)の各事業年度分の法人税割の税率は、第31条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

(中小法人に対する県民税の不均一課税)

14の4 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第18条第4項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額(法第23条第1項第4号の法人税額をいう。以下同じ。)が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した額とする。

14の5 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるかどうかの判定は、法第52条第2項第1号及び第2号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日現在における資本金の額又は出資金の額によるものとする。

14の6 他の都道府県においても事務所又は事業所を有する法人の附則第14項の4の法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

14の7 法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する附則第14項の4の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

14の8 法人税法第71条第1項、第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)又は第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、当該事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額を前事業年度の

は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、附則第14項及び前項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

(県民税の法人税割の税率の特例)

14の3 平成3年4月1日から令和3年3月31日までの間に事業年度が終了する法人(第18条第4項の規定により法人とみなされるものを含む。附則第14項の6及び第14項の7において同じ。)の各事業年度分の法人税割及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第31条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

(中小法人に対する県民税の不均一課税)

14の4 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第18条第4項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額(法第23条第1項第4号の法人税額をいう。以下同じ。)又は個別帰属法人税額(法第23条第1項第4号の2の個別帰属法人税額をいう。以下同じ。)が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した額とする。

14の5 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるかどうかの判定は、法第52条第2項第1号から第3号までに掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日現在における資本金の額又は出資金の額によるものとする。

14の6 他の都道府県においても事務所又は事業所を有する法人の附則第14項の4の法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

14の7 法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する附則第14項の4の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは「1,000万円に当該法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

14の8 法人税法第71条第1項(同法第145条において準用する場合を含む。)又は第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この項において同じ。)、当該事業年度開始

月数で除して得た額に12を乗じて計算した金額によるものとする。

の日の前日の属する連結事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額を前事業年度、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の月数で除して得た額に12を乗じて計算した金額によるものとする。

14の9 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

14の9 前3項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

（東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

（東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

25 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第11条の7第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第25項の4までにおいて同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項から附則第25項の4までにおいて同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

25 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第11条の7第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第25項の4までにおいて同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項から附則第25項の4までにおいて同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

略	略	
附則第13項の4	第35条の3まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）
略		

略	略	
附則第13項の4	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）
略		

25の3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(震災特例法第11条の7第4項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第6項の3又は附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

略		
附則第13項の4	第35条の3まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)
略		

25の4・26 略

30 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

31 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、知事が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第2項に規定する道府県放棄払戻請求権相当額の法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

32 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の6の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

33・34 略

25の3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(震災特例法第11条の7第4項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第6項の3又は附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

略		
附則第13項の4	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)
略		

25の4・26 略

30 略

31・32 略

備考 改正前欄中の第18条の2の規定は、和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成30年和歌山県条例第45号)第1条の規定による改正後の規定である。

（和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 和歌山県税条例の一部を改正する条例（令和元年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中和歌山県税条例第18条の2の改正規定を削る。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p>(4)～(6) 略 （県民税に関する経過措置）</p> <p>2 略</p> <p><u>3 削除</u></p> <p>4～9 略</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 第3条中和歌山県税条例第18条の2の改正規定及び附則第3項の規定 令和3年1月1日</u></p> <p>(4)～(6) 略 （県民税に関する経過措置）</p> <p>2 略</p> <p><u>3 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例第18条の2の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。</u></p> <p>4～9 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中和歌山県税条例第42条の34の改正規定及び附則第9項の規定 令和2年10月1日
- (2) 第2条中和歌山県税条例第18条の2、第22条及び第24条の改正規定、同条例附則第13項、第13項の4、第25項及び第25項の3の改正規定並びに同条例附則第32項を第34項とし、第31項を第33項とし、第30項の次に2項を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中和歌山県税条例附則第14項の2の25及び第14項の2の26の改正規定 令和3年4月1日
- (4) 第2条中和歌山県税条例第42条の34の改正規定及び附則第10項の規定 令和3年10月1日
- (5) 第2条中和歌山県税条例第32条、第37条の2、第38条及び第41条の改正規定並びに同条例附則第14項の3から第14項の9までの改正規定並びに附則第4項から第7項までの規定 令和4年4月1日
- (6) 第2条中和歌山県税条例第18条の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（県民税に関する経過措置）

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例（次項において「3年新条例」という。）第18条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）、第22条及び第24条（第1号に係る部分に限る。）の規

定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 3 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下この項において「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和2年2月1日から施行令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して施行令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、3年新条例附則第31項の規定を適用することができる。
- 4 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例（附則第6項において「4年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「5号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第3条の規定（所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が5号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
- 5 別段の定めがあるものを除き、5号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び5号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の和歌山県税条例（附則第7項において「4年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。  
（事業税に関する経過措置）
- 6 別段の定めがあるものを除き、4年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、5号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。
- 7 別段の定めがあるものを除き、5号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、4年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。  
（不動産取得税に関する経過措置）
- 8 この条例の施行の日前に地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「法」という。）附則第60条第1項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第1項の規定によりした減額又は法附則第60条第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の25第1項若しくは法第73条の27の2第2項の規定によりした徴収猶予は、それぞれこの条例による改正後の和歌山県税条例（以下この項に



において「新条例」という。）附則第31項の規定により読み替えて適用される新条例第42条の27の2第1項の規定によりした減額又は新条例附則第32項の規定により読み替えて適用される新条例第42条の25第1項若しくは新条例第42条の27の2第2項の規定によりした徴収猶予とみなす。

（県たばこ税に関する経過措置）

- 9 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。
- 10 附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**和歌山県条例第45号**

和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成25年和歌山県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（車線等）</p> <p>第5条 車道（副道、停車帯、自転車通行帯その他道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号）第2条に定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第35条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>（副道）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 副道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>（路肩）</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、自転車道若しくは自転車歩行者道又は自転車通行帯を設けない道路の車道の左側に設ける路肩の幅員は、自転車及び歩行者の安全な通行を勘案して定めるものとする。</p>	<p>（車線等）</p> <p>第5条 車道（副道、停車帯その他道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号）第2条に定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第35条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>（副道）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>（路肩）</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、自転車道又は自転車歩行者道を設けない道路の車道の左側に設ける路肩の幅員は、自転車及び歩行者の安全な通行を勘案して定めるものとする。</p>

5～12 略

第9条 略

(自転車通行帯)

第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自転車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第11条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。 )又は第4種(第3級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 略

(自転車歩行者道)

第12条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 略

(歩道)

第13条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

5～12 略

第9条 略

(自転車道)

第11条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 略

(自転車歩行者道)

第12条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 略

(歩道)

第13条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

## （待避所）

第33条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、5メートル以上とすること。

## （区分が変更される道路の特例）

第43条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該他の道路とすることにより政令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第5条、第6条第1項、第4項及び第6項、第8条第2項から第7項まで、第10項及び第12項、第9条第1項、第11条第1項及び第2項、第12条第3項、第13条第1項、第2項及び第4項、第15条第1項、第16条第1項、第19条、第20条、第21条第1項、第23条、第25条第2項、第26条第3項、第30条第3項、第33条並びに第35条並びに政令第3条第4項及び第5項、政令第4条並びに政令第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

## （小区間改築の場合の特例）

第44条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第9条、第9条の2第3項、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第8条第2項、第9条、第9条の2第3項、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項及び第2項並びに第46条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

3 略

## （待避所）

第33条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

## （区分が変更される道路の特例）

第43条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該他の道路とすることにより政令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第5条、第6条第1項、第4項及び第6項、第8条第2項から第7項まで、第10項及び第12項、第9条第1項、第12条第3項、第13条第1項、第2項及び第4項、第15条第1項、第16条第1項、第19条、第20条、第21条第1項、第23条、第25条第2項、第26条第3項、第30条第3項、第33条並びに第35条並びに政令第3条第4項及び第5項、政令第4条並びに政令第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

## （小区間改築の場合の特例）

第44条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第9条、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第8条第2項、第9条、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項及び第2項並びに第46条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

3 略

## 附 則

## （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

## （経過措置）

2 この条例の施行の日前に新設又は改築の工事に着手した県道の構造の技術的基準については、なお従前の例による。

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第46号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																	
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1～5 略</p> <p>6 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下この項及び次項において「就学支援金法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。次項において同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に対する奨学給付金の支給に関する事務（別表第2教育委員会の部5の項において「奨学給付金支給事務」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>7 高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務（別表第2教育委員会の部6の項において「学び直し支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事以外の執行機関</th> <th style="text-align: center;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">教育委員会</td> <td style="text-align: center;">1～5 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 高等学校の専攻科（学校教育法第58条第1項の規定に基づき置かれた専攻科をいう。）に在学する生徒に対する専攻科支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	知事以外の執行機関	事務	教育委員会	1～5 略	6 略	7 高等学校の専攻科（学校教育法第58条第1項の規定に基づき置かれた専攻科をいう。）に在学する生徒に対する専攻科支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	8 略	略		<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1～5 略</p> <p>6 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に対する奨学給付金の支給に関する事務（以下「奨学給付金支給事務」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>7 高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務（以下「学び直し支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事以外の執行機関</th> <th style="text-align: center;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">教育委員会</td> <td style="text-align: center;">1～5 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	知事以外の執行機関	事務	教育委員会	1～5 略	6 略	7 略	略	
知事以外の執行機関	事務																	
教育委員会	1～5 略																	
	6 略																	
	7 高等学校の専攻科（学校教育法第58条第1項の規定に基づき置かれた専攻科をいう。）に在学する生徒に対する専攻科支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの																	
	8 略																	
略																		
知事以外の執行機関	事務																	
教育委員会	1～5 略																	
	6 略																	
	7 略																	
略																		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第47号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年和歌山県条例第71号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
1 知事	(1) 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下この項において「 <u>就学支援金法</u> 」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。以下この項において同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に対する奨学給付金の支給に関する事務（次項において「 <u>奨学給付金支給事務</u> 」という。）であって規則で定めるもの (2) 高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務（次項において「 <u>学び直し支援金支給事務</u> 」という。）であって規則で定めるもの (3) 略	1 知事                     (1) 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「 <u>就学支援金法</u> 」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に対する奨学給付金の支給に関する事務（以下「 <u>奨学給付金支給事務</u> 」という。）であって規則で定めるもの (2) 高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務（以下「 <u>学び直し支援金支給事務</u> 」という。）であって規則で定めるもの (3) 略	
2 教育委員会	(1)～(4) 略 (5) 高等学校の専攻科（学校教育法第58条第1項の規定に基づき置かれた専攻科をいう。）に在学する生徒に対する専攻科支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの (6) 略	2 教育委員会                     (1)～(4) 略 (5) 略	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第48号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類等)                      第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。                      (1)～(19) 略                      (20) <u>感染症患者等接触手当</u></p> <p>第26条 略</p> <p>(<u>感染症患者等接触手当</u>)                      第27条 <u>感染症患者等接触手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</u>                      (1) <u>感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び第7項から第9項までに規定する感染症をいう。次号において同じ。）の患者（第3号において「患者」という。）に対する犯罪の捜査、逮捕、留置、保護その他これらに付随する業務</u>                      (2) <u>感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体（以下この号において「死体」という。）の解剖の補助、検視、検証その他の死体の取扱いの業務</u>                      (3) <u>患者が訪れた警察施設の消毒その他の防疫の業務</u>                      2. <u>前項の手当の額は、勤務1日につき330円とする。</u></p> <p>(併給の禁止)                      第28条 略                      2 前項の規定にかかわらず、死体取扱手当、夜間特殊業務手当（第19条第1項の作業に係るものを除く。）、爆発物処理等手当、救難救助手当（第17条第1項の作業（人命救助の作業に限る。）及び第18条第1項第2号の業務（救難救助の業務に限る。）に係るものを除く。）、緊急呼出手当、航空手当及び<u>感染症患者等接触手当は、他の特殊勤務手当と併せて支給する。</u></p> <p>第29条・第30条 略</p> <p>附 則                      6 略</p> <p>(<u>感染症患者等接触手当の特例</u>)                      7 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下この項において同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、次に掲げるものに従事したときは、感染症患者等接触手当を支給する。この場合において、第27条の規定は適用しない。</u>                      (1) <u>新型コロナウイルス感染症の患者（次項において「患者」という。）に対する犯罪の捜査、逮捕、留置、保護その他これらに付随する業務</u>                      (2) <u>新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体（以下この号及び次項において「死体」という。）の解剖の補助、検視、検証その他の死体の取扱いの業務</u></p> <p>8 前項の手当の額は、勤務1日につき3,000円</p>	<p>(特殊勤務手当の種類等)                      第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。                      (1)～(19) 略</p> <p>第26条 略</p> <p>(併給の禁止)                      第27条 略                      2 前項の規定にかかわらず、死体取扱手当、夜間特殊業務手当（第19条第1項の作業に係るものを除く。）、爆発物処理等手当、救難救助手当（第17条第1項の作業（人命救助の作業に限る。）及び第18条第1項第2号の業務（救難救助の業務に限る。）に係るものを除く。）、緊急呼出手当及び<u>航空手当は、他の特殊勤務手当と併せて支給する。</u></p> <p>第28条・第29条 略</p> <p>附 則                      6 略</p>

（患者の身体に接触して若しくは患者に長時間にわたり接して行う業務又は前項第2号に掲げる業務（死体に接触し、又は長時間にわたり同号の業務を行うものに限る。）に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年4月3日から適用する。